

介護職種における外国人技能実習生の 「介護技能実習評価試験」について

～監理団体・実習実施者の皆様へ～



介護分野における適切な評価システムとは？

1. 「介護技能実習評価試験」とは何ですか？

●移転すべき技能の修得を評価するために

各事業所に出向いて実施する試験です。

外国人技能実習制度は、日本で培われた技術、技能または知識（以下、「技能等」という）の開発途上地域への移転により、人材育成に寄与するという国際協力の推進を目的とする制度です。

「介護分野」において移転すべき技能とは、単なる作業の遂行ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく介護行為を意味し、個々の利用者の状態像に応じた介護を適切に提供できる技能であるとされています。技能実習の成果として、移転すべき技能がしっかりと修得できているかどうかは、「技能実習評価試験」によって評価されます。この試験は、厚生労働省人材開発統括官が認定した評価試験で、介護職種については、一般社団法人シルバーサービス振興会が実施しています。

介護職種固有の要件(日本語能力)：技能実習を行う際には、指導を行う技能実習指導員や介護施設利用者等とのコミュニケーションを図ることが必要です。そのため、介護分野の技能実習生となるには「日本語能力要件N4合格と同等またはそれ以上の能力を有していること」が必須要件となっています。

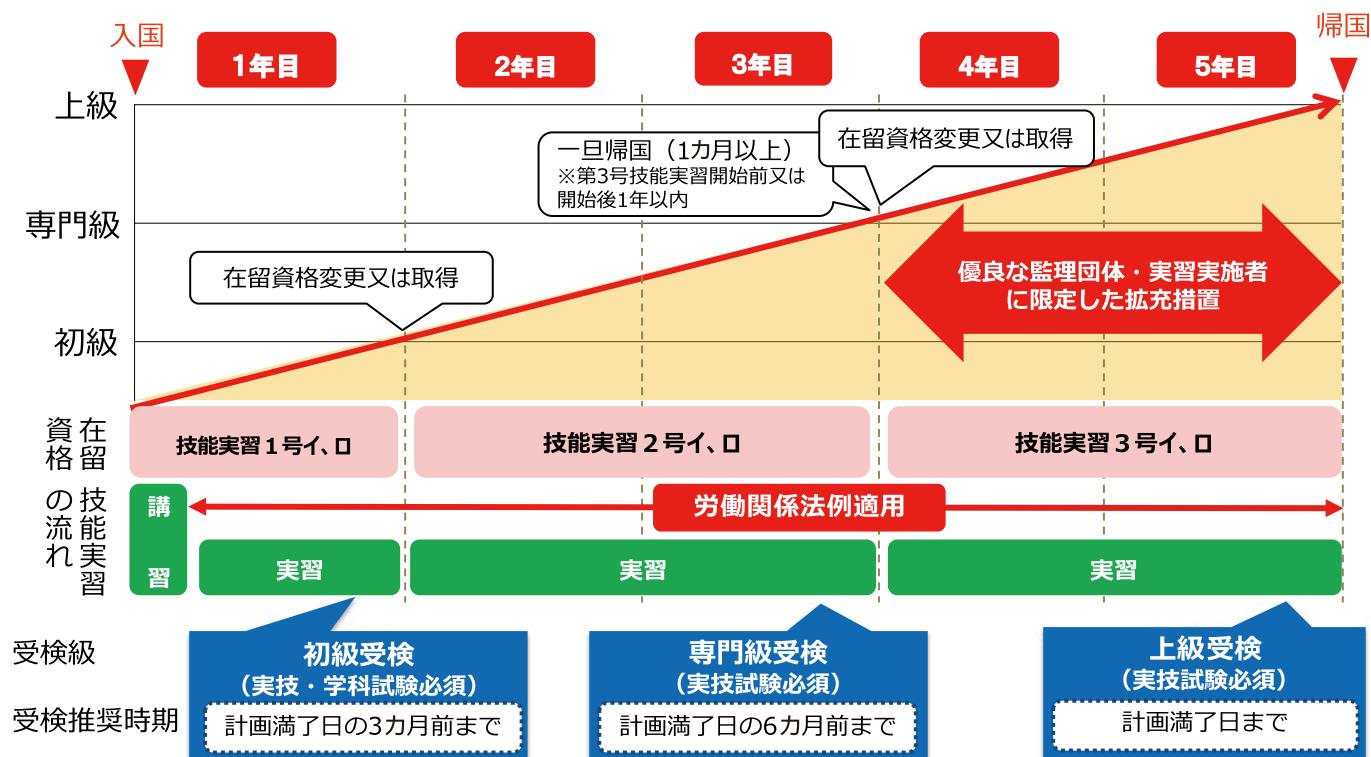
●実習期間中に、「初級」「専門級」「上級」の技能実習評価試験を受けます。

技能実習の区分は、入国後1年目の「技能等を修得する活動（第1号技能実習）」、2・3年目の「技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）」、4・5年目の「技能等に熟達する活動（第3号技能実習）」の3つに分かれています。区分を移行するためには、「技能実習評価試験」を受検し、それに合格することが必要です。第1号から第2号への移行時には「初級試験」、第2号から第3号への移行時には「専門級試験」、第3号修了前には「上級試験」の受検が義務付けられています。

第2号への移行について(日本語能力)：第2号への移行については、「日本語能力要件N3合格と同等またはそれ以上の能力を有していること」が要件となっていますが、以下を満たしている場合も要件を満たすものとみなしています。

1. 技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
2. 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技術等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。

●技能実習の流れ



●初級・専門級・上級の区分ごとに、試験内容と受検資格が定められています。

試験は実技と学科から構成されています。実技試験はすべての区分で必須となっていますが、学科は初級試験の

みが必須で、専門級・上級では任意受検です。ただし、介護技能の習得には、知識と技術のどちらも重要であるため、専門級・上級の受検者にも学科試験の受検がすすめられます。

●試験内容と受検資格

	試験内容		受検資格
初級試験	実技(必須)	学科(必須)	外国人技能実習制度の介護職種に関し、6ヶ月以上の実務の経験 [*] を有する者
専門級試験	実技(必須)	学科(任意)	外国人技能実習制度の介護職種に関し、24ヶ月以上の実務の経験 [*] を有する者
上級試験	実技(必須)	学科(任意)	外国人技能実習制度の介護職種に関し、48ヶ月以上の実務の経験 [*] を有する者

*試験時期：随時（実技と学科の両方を受検する際には、原則、同一日に実施します）ただし、各等級の試験には受検資格を設けています。

*入国後講習の期間は実務経験に含めません。

2. 「介護技能実習評価試験」では何を評価するのですか？

●学科試験において、目標とされるレベル

学科試験は、単に専門的な知識の有無を評価するものではなく、業務の遂行に必要な正しい判断力と、そのために必要な知識の有無を確認する試験です。試験問題は、技能実習性が理解できる程度の平易な日本語を使用します。得点合計が65%以上の場合が合格となります。

●実技試験において、目標とされるレベル(到達水準)

実技試験は、技能実習生が行う介護業務を、試験評価者が見て評価するものです。試験課題には、それぞれ「評価項目」と「評価基準」が設けられており、「できた」「できない」の2段階で評価します。満点の60%以上の場合が合格となります。各等級区分において目標とするレベル(到達水準)は、下表のとおりです。

	目標とするレベル(到達水準)
初級試験	指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
専門級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
上級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

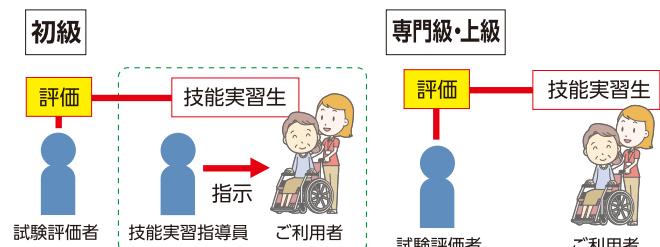
●学科試験の出題形式

学科試験は、初級・専門級が○×式の「真偽法」、上級試験が「多肢選択法」（複数の選択肢から適当なものを選ぶ方法）で行われます。

等級区分	出題形式	時間
初級試験	真偽法(○×式) 20問	60分
専門級試験	真偽法(○×式) 30問	60分
上級試験	多肢選択法 50問	90分

心身の状況に応じた介護を実践することが求められます。なお、試験時間は60分ですが、1つの課題は5～10分で終了することが多く、身体介護業務は20～30分程度で終わられるよう配慮しています。

試験課題は、毎年4月に公表されます。



◆実技試験時間:60分

◆合格基準:得点合計が満点の60%以上は合格

*ただし0点となった試験課題が1つ以上ある場合や、試験時間以内にすべての評価が行えなかった場合は不合格となります。

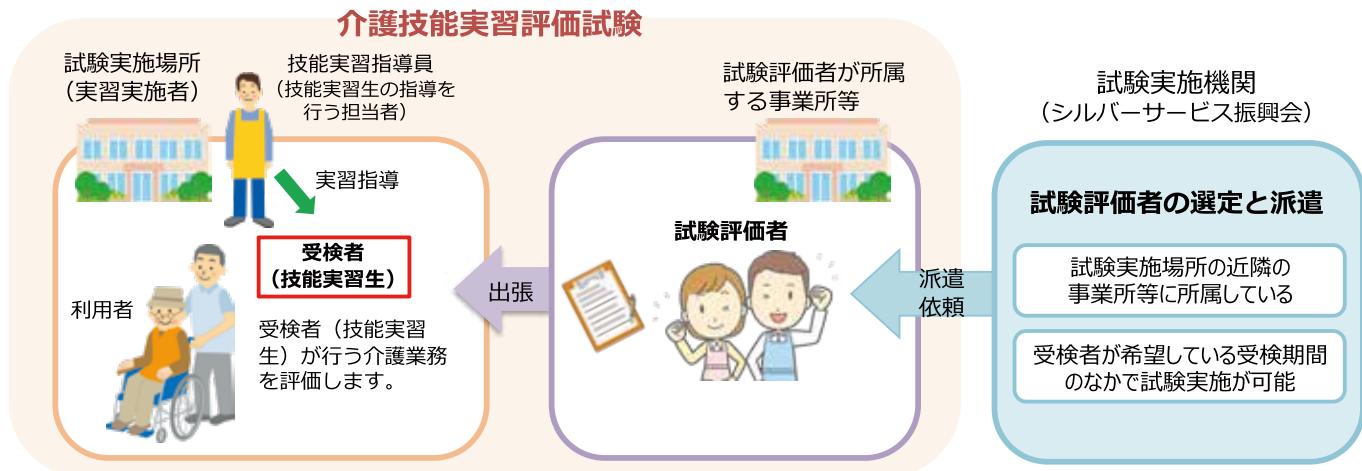
「介護技能実習評価試験」の実施方法

1. 試験の仕組み

介護技能実習評価試験は、試験評価者が技能実習生（受検者）の勤務している事業所（実習実施者）に出向き、利用者に対して日常的に提供している身体介護業務を現認しながら評価する方法で行われます。

初級試験では、技能実習指導員の指示の下で実技試験を行います。一方、専門級・上級試験では、

技能実習生が自らの能力・判断に基づき利用者の状況に応じた介護を実践し、それを試験評価者が評価します。



ここがポイント!

●全国各地で実施します

受検者（技能実習生）が実習を行う事業所で介護技能実習評価試験を行います。

そのため、それぞれの実習先の事業所（実習実施者）が試験実施場所となります。

●出張方式で実施します

試験の実施場所となる事業所（実習実施者）に試験評価者が出向き、現地で実技試験・学科試験を行います。

●試験日の調整を行います

試験実施機関は、試験実施場所の近隣の事業所に所属する試験評価者へ派遣依頼を行います。

試験評価者は受検者の希望する期間の中で、試験日時の調整を行います。

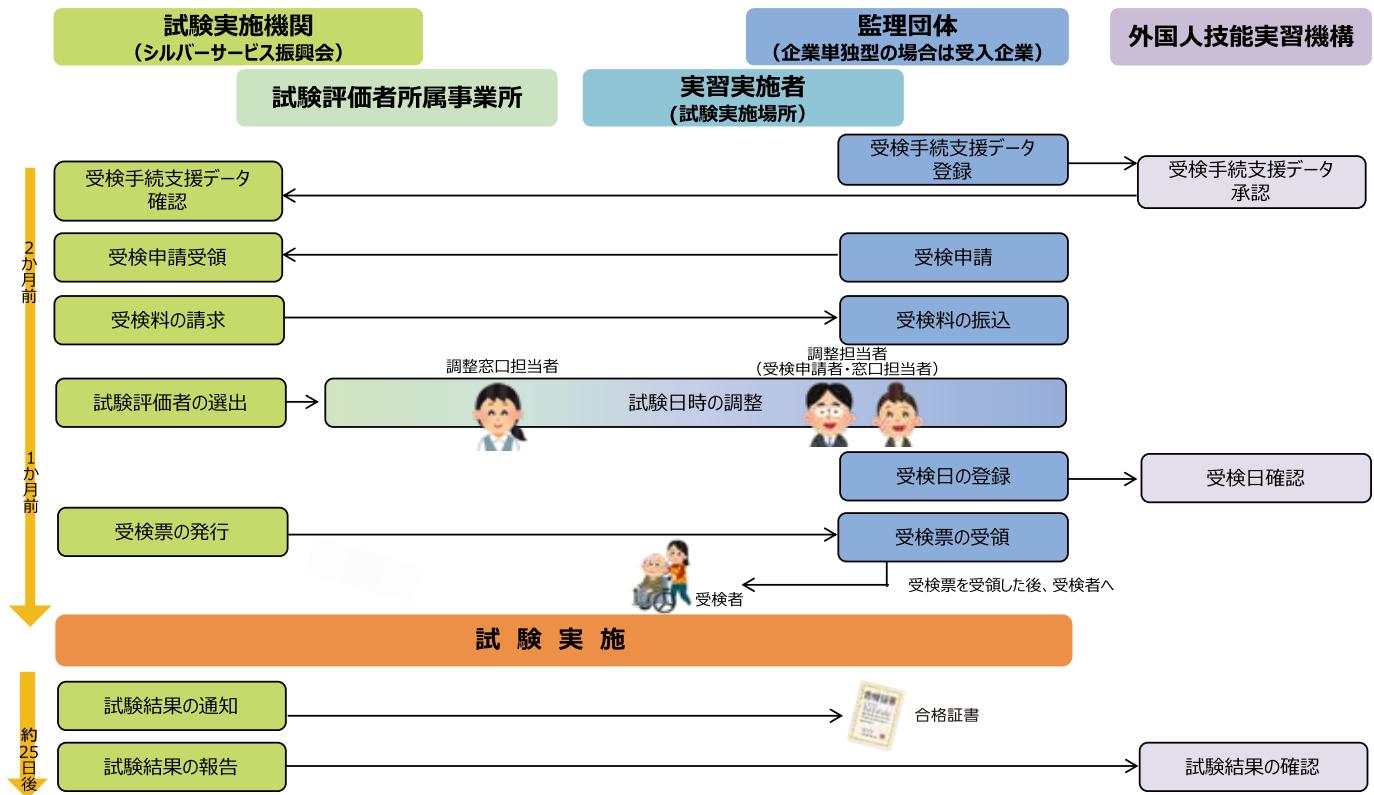
※技能実習制度事務取扱要領により、試験の公平性を確保するため、試験実施事業所と同一の法人に所属する試験評価者は選任できないことが定められています。

●試験実施にあたっては、利用者のプライバシー保護に配慮しています

介護技能実習評価試験では介護が対人サービスであることから、利用者の個人情報やプライバシーの保護について、特段の配慮を行います。

2. 試験の申し込み方法について

介護技能実習評価試験の「受検申請」は、監理団体(企業単独の場合は受け入れ企業)が試験実施機関であるシルバーサービス振興会に対して行います。申請から試験の実施までの流れは以下のとおりです。



3. 試験の関係者について

介護技能実習評価試験に関わる事業所等(実習実施者)の関係者とその役割は、以下のとおりです。

①技能実習指導員

技能実習生(受検者)は、技能等の修得を目的に来ていることから、日ごろから技能実習指導員の指示の下で業務を行うこととなっています。特に1年目は「指示の下であれば、決められた手順に従って、基本的な介護を実践できるレベル」を到達水準としています。そのため、初級の実技試験の際にも必ず指導員の立ち合いが必要になります。試験評価者は、受検者(技能実習生)が指導員の指示の下で行う介助を現認しながら評価するため、技能実習指導員は、試験課題の評価項目ごとに指示を出す必要があります。

②利用者

実技試験は、事業所の利用者に対する実際の介護場面を評

価するものであるため、試験評価者が現認することについて、利用者に同意を得ることが必要です。

③窓口担当者

試験実施機関からの送付物の管理や、試験評価者が訪問した際に窓口となります。学科試験の会場案内や、受検者・技能実習指導員への連絡係も担当してもらいます。

④補佐員(学科試験の受検者が10名以上の場合)

試験評価者を補佐する役割として、試験問題の配布等の協力をお願いいたします。

⑤調整担当者

試験評価者側と実習実施者側の間で、受検日時の調整を事業者にしてもらいます。

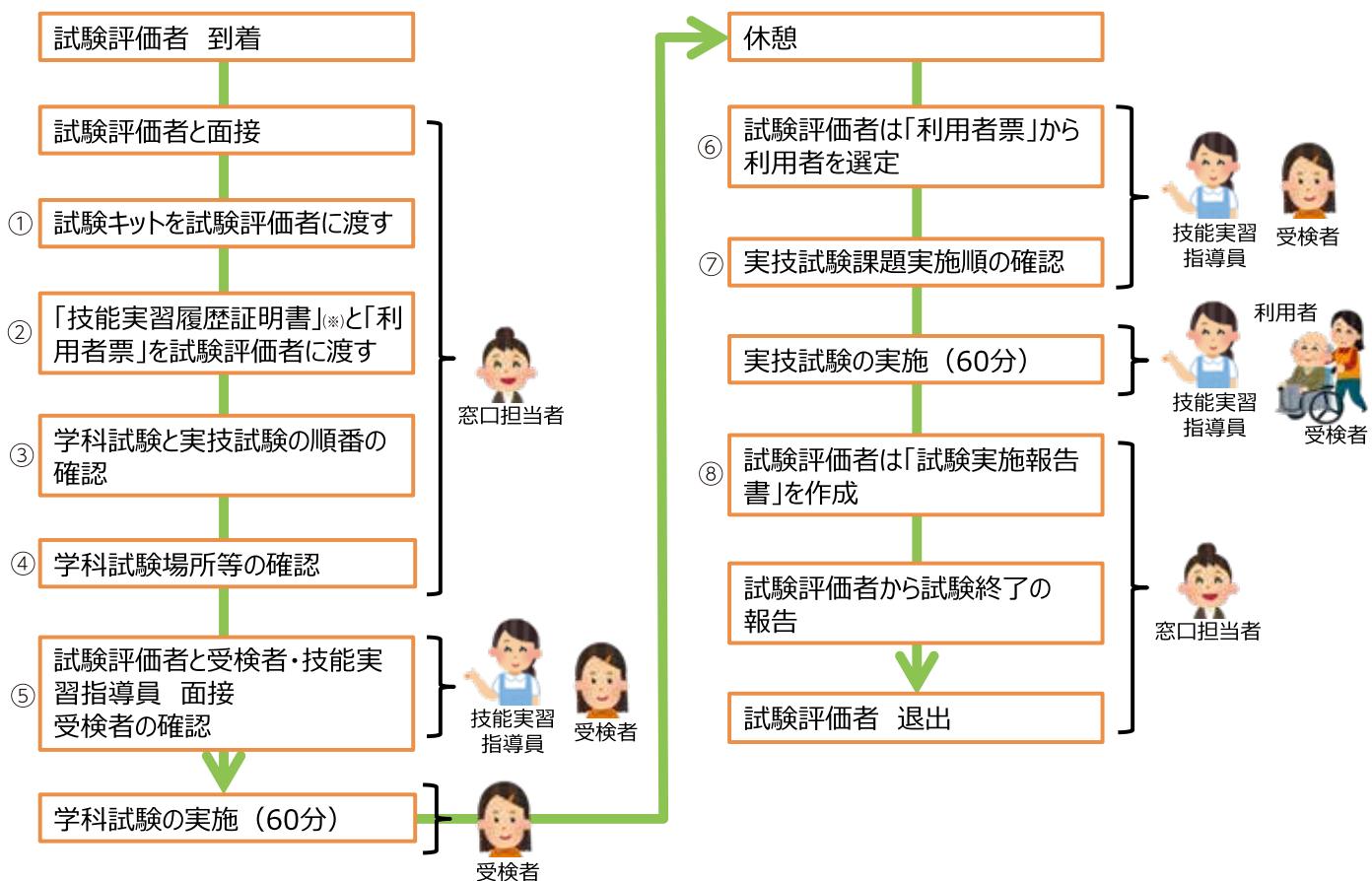
※①、③～⑤は兼務可能です。

試験当日の流れについて

1人の受検者が試験を受けるとき(原則同一日の受検とする)の1日の流れは、以下のとおりです。

ここでは、初級試験の当日の流れを紹介します。

●〈試験当日の流れ（初級）〉



- ①窓口担当者は、試験実施機関から送付された「介護技能実習評価試験用書類一式(試験キット)」を、試験当日に試験評価者に渡します。(試験評価者以外、開封厳禁)
- ②窓口担当者は「技能実習履歴証明書^(※)」「利用者票」を試験評価者に渡します。※初級試験のみ
- ③学科試験・実技試験の順番を確認します。
- ④試験評価者が、学科試験の実施場所が試験会場にふさわしいか確認します。
- ⑤試験評価者は、受検者と技能実習指導員に対し面接を行うとともに、受検者の本人確認を行います。
(技能実習指導員との面接は実技試験前でも可能です。)
- ⑥試験評価者は、「利用者票」に記載されている利用者の中から、実技試験の各課題を確認する利用者を選定します。
(当日の利用者の体調等により、当日変更することも可能です。)
- ⑦試験評価者は、技能実習指導員及び受検者へ、日程調整の際に確定しておいた実技試験課題の実施順に変更はないか確認を行います。
- ⑧試験評価者は、全ての試験が終了した後、試験報告書を作成します。

(受検者が複数の場合は⑤～⑦を繰り返します。)

実習実施者が事前に準備することについて

Step.1

出題される試験課題を確認しましょう

シルバーサービス振興会のホームページより、実技試験で出題される課題を確認し、受検者の修得度合いを確認します。

Step.2

試験実施の各関係者に役割を周知しましょう

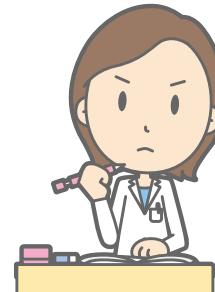
介護技能実習評価試験は、技能実習生が実際に勤務している事業所等(実習実施者)で行われるため、技能実習に取り組むときから、利用者はじめ、受検関係者以外の職員の

皆様にも、試験について十分に説明を行いましょう。試験実施にあたっては、利用者に同意を得ていただく必要があります。

Step.3

試験会場・控室等を準備しましょう

学科試験を行う際には、「受検者数分の机と椅子がある」「学科試験内容に関するような掲示物がない」などの条件が整う会議室等を準備します。また、試験評価者の控室として使える部屋も準備します。※詳細はHPにて確認



Step.4

「試験キット」を受領し、試験当日まで保管しましょう

試験日の2~3日前に、試験実施機関から実習実施者の窓口担当者宛てに「介護技能実習評価試験用書類一式(試験キット)」が送付されます。窓口担当者は、**試験当日まで開封せずに保管してください。**



※試験当日、試験キットが開封されていた場合、試験は実施できません。

Step.5

試験に必要な書類を準備しましょう

いずれも、シルバーサービス振興会のホームページよりダウンロードできますので、忘れずに準備します。下記が揃っていない場合、試験は実施できません。

①(初級のみ)技能実習履歴証明書

受検者が、受検資格となる実務経験期間を満たしていることを証明する書類です。

②利用者票

利用者ごとに、対象となる試験課題への対応状況や状態像について記載する書類です。個人が特定されないよう、識別番号で記載します。「公平、客観的かつ公正」な試験を実施するため、試験評価者は利用者票に記載された複数の利用者の中から、どの利用者に対する介護業務について試験を実施するかを検討します。

「介護技能実習評価試験」における実技試験のポイントQ&A

POINT
1

実技試験では、技能実習生が日頃から接している利用者への介護行為を現認して行います。

Q.なぜ、介護現場で行う必要があるのですか？

A. 技能実習は現場でのOJTによる指導が重視されています。また、日本の介護は個々の利用者の状態像に応じた介護を適切に提供できることが求められるからです。

Q.人形やモデルが対象ではなぜいけないのですか？

A. 人形を利用者に見立てた場合は、利用者への声かけや同意確認等のコミュニケーションや、状態像についての再現性がなく、自立支援を意図した介護の評価ができないからです。また、モデルを利用者に見立てた場合には、モデルに対して詳細な利用者の状態像を設定する必要があり、検証の結果、事前準備や教育の負担が大きいこと、またモデルでは決められた動作しか対応できないため評価ができないことがあげられました。

POINT
2

利用者の個人情報とプライバシーを守ります。

Q.排泄介助や入浴介助も現認するのですか？

A. 排泄介助、入浴介助等、「プライバシーへの特段の配慮を要する介護行為」や、感染症予防・事故対応等のように「試験時には実際の対応が評価できない試験課題」については、現認はしません。図やイラスト等を提示して実際的な判断等を回答させ確認する「判断等試験」として実施します。

Q.利用者の個人情報は守られますか？

A. 試験評価者や試験実施機関が、利用者の個人情報を取得することはできません。試験評価者は、介護を現認するうえで必要な利用者の基本情報（例：麻痺の有無、座位は保てるか等）は確認しますが、個人名や症歴等を開示する必要はありません。また、試験中に知り得た情報についても厳格な守秘義務が課されています。

POINT
3

技能実習指導員、試験評価者等、
介護の専門職が関わって評価します。

Q.初級試験の実技試験に立ち会う

技能実習指導員とは？

A. 技能実習制度では、技能実習指導員の要件を「5年以上の経験を有する者」としています。しかし、介護分野においては適切な技能移転を図るために、介護に関する専門知識・技術を担保することを目的として、原則として「介護福祉士」の資格を要件とすることが適当とされています。

Q.実技試験の評価をする試験評価者とは？

A. 試験評価者は、試験実施機関による「試験評価者養成講習」を終了した者です、自ら介護行為を実践できることに加え、標準化された基準をもとに実際に現場で提供しているか、実習生の介護行為を「評価」することができるスキルを有しています。

★平成28年度社会福祉推進事業にて設置された検討委員会で整理された試験評価者に求められる資質

- ・「介護」及び「介護現場」に精通し、エビデンスに基づく高い専門知識を持っていること
- ・利用者（要介護者）の状態像に応じた、身体介護技術を有すること
- ・利用者（要介護者）の状態像に応じて、必要とされる介護内容の把握が適切に行えること
- ・技能実習生の介護行為について、その介護行為が利用者の状態に応じたものであるかを見極める判断力を有すること（現認）
- ・公平・中立な立場で、客観的に判断することができること
- ・技能実習制度において試験評価者に求められる要件をみたすこと



これらの資質を満たす者として、介護プロフェッショナル・キャリア段位制度の評価者（アセッサー）の持つスキルを活用することが適当とされました。このため、「試験評価者養成講習」の受講要件には評価者（アセッサー）の資格を有することがあげられています。